

- **避難指示解除対象区域での避難指示解除、及び特定復興再生拠点区域内の立入規制の緩和にあたっては、放射線量は十分に低減していると判断します。**
- 特定復興再生拠点区域の除染及び建物等解体、住民の帰還に向けた放射線に対する健康不安対策について提言しました。

1. 委員会経過

- 双葉町は、令和2年春に避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域（以下、避難指示解除対象区域といいます）の避難指示解除、令和4年春に特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目標としています。
- 双葉町放射線量等検証委員会は、避難指示解除及び特定復興再生拠点区域の放射線量の低減状況等を専門的な視点から検証するために設置されました。
- 平成31年4月から令和元年9月にかけて全5回開催され、7月に中間報告書を、9月に最終報告書を提出しました。

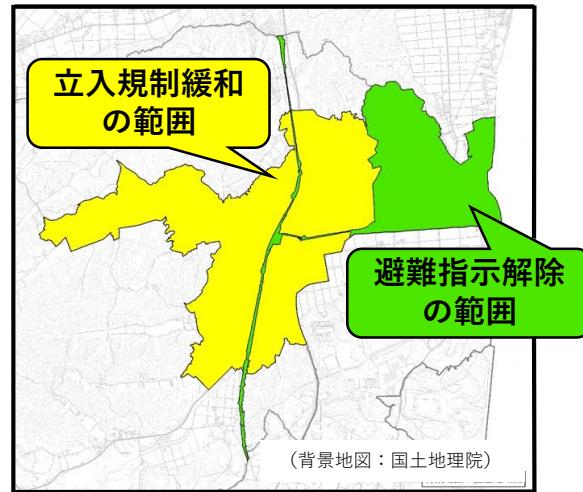


図1：令和2年春の避難指示解除対象区域及び立入規制緩和対象区域図

2. 除染の状況及び効果

- 双葉町内の除染の進捗状況は図2のとおりです。また、避難指示解除対象区域の放射線量の測定結果は図3、4に記載しています。
- 避難指示解除対象区域（避難指示解除準備区域までのアクセス道含む）の地上1mの空間線量率は、除染前と比べて低減しています。



図2：双葉町の除染進捗状況

3. 検証結果

- 中間報告書において、**特定復興再生拠点区域の立入規制を緩和するにあたっては、未除染区域があるものの自然減衰などが認められ、放射線量は十分に低減していると判断しますが、更なる線量低減化を求めました。**
- 最終報告書において、**避難指示解除対象区域での避難指示解除にあたっては、放射線量は十分に低減していると判断しました。**ただし、部分的に放射線量が高い地点に影響している区域については、早急に除染に着手して線量の低減化を図るべきです。

4. 今後に向けた提言

- 検証委員会で検討した内容を踏まえて、令和2年春を目標とする避難指示解除や立入規制緩和、及び令和4年春を目標とする避難指示解除に向け、双葉町が対処すべき事項を取りまとめました。

- 特定復興再生拠点区域の除染及び建物等解体について

令和2年春の避難指示解除対象区域内の放射線量が高い地点に影響している区域の除染の早期着手の要望：令和2年春に向けた線量の低減化

国等と連携した倒壊等の危険のある建物等の解体・撤去：住民や来訪者などの町へ立ち入る方の安全確保

通行が想定される道路の除草等：立入に適した環境整備

- 令和4年春の住民の帰還に向けた放射線に対する健康不安対策について

空間線量率だけに捉われない、個人被ばく線量に関する情報の蓄積：住民一人ひとりの放射線のリスクに関する正しい情報の共有

町内の空間線量率や個人被ばく線量に関するデータを、町公式ホームページ等を利用して発信：線量データの発信

リスクコミュニケーションの早期の体制整備：放射線量等に対する住民の不安や課題への柔軟な対処、住民との相互の意思疎通

放射線に関する「座談会」等の開催：住民の放射線に関する知識向上や理解促進

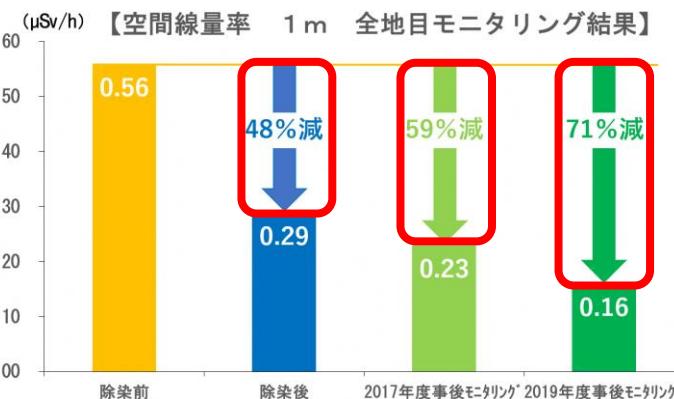


図3：避難指示解除準備区域のモニタリングデータ（平均値）
(町及び環境省が測定したデータを基に作成)

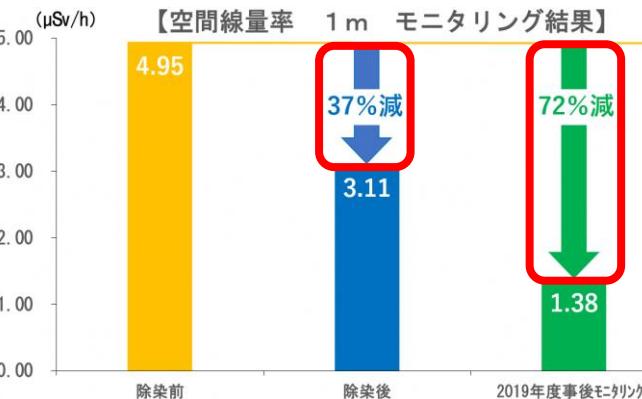


図4：避難指示解除準備区域までのアクセス道のモニタリングデータ（平均値）
(町及び環境省が測定したデータを基に作成)